

仁淀川町

(金抜)

令和 8 年度 道整備推進交付金事業 林道上名・用居線改良工事 実施設計書

高知県 吾川郡仁淀川町 坂本

林道種別 自動車道第 2 種 1 級 幅員 7.0 m

作業区分 請負 施行主体 仁淀川町

工事日数 151 日

令和 8 年 7 月 1 日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

工事概要	起工又は変更理由
施工延長 L=77.0m 幅員 W=7.0m	
盛土工 V=123m ³ 法面整形工 A=111.2m ²	
種子散布工 A=111.2m ² 木柵工 L=45.0m	
集水柵工 N=1基 縦排水工 L=6.0m	
ガードレール撤去・再設置(Gr-C-4E) L=51.0m	
アスファルト舗装工 A=563.7m ²	
セメント安定処理工 A=563.7m ²	
区画線工(実線)L=154.0m (破線)L=38.5m	
舗装版取壊し・運搬・処分 V=28.6m ³	
交通誘導警備員B N=3人	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> FROM TO </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 図面番号 - - </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 整理番号 - - </div>	

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/>) 林業振興・環境部木材産業振興課のページに

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない理由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事前仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事前仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

特記仕様書

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第6条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するために個人情報を取扱う場合は、個人情報等取扱特記事項を遵守しなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

第7条 ダンプトラック等による過積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第8条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第9条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないうで製造又は譲渡された次のものをいう。

① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな

らない。

第10条 工事実績データ作成、登録

1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第11条 公共事業労務費調査に対する協力

1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第12条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第13条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「コプリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をコプリス・プ

特 記 仕 様 書

ラスにより作成し、提出しなければならない。

- 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
- 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://fkplus.jacic.or.jp/>）より、利用申請等を行うことができる。

第14条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合

は、監督職員と別途協議するものとする。

第15条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

- 2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m³)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

- 3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積

特記仕様書

確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第16条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第17条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目及び、それ以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第18条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立し

特記仕様書

たディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)

- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第19条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出

できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AI等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第20条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部）」）によることとする。

第21条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第22条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第23条 週休2日制工事の実施について

本工事は、週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170601/>)

第24条 中間検査の実施について

- 1 高知県建設工事検査要領第4条2項の規定により、次に定める工事は中間検査を実施するものとする。

(1) 中間検査対象範囲

- ア 当初請負対象金額5,000万円以上の工事を原則とする。
 - イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
 - ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。
- なお、検査回数及び時期については、施工計画打合せ時に受発注者間で協議

特記仕様書

すること。

第25条 ウィークリー・スタンスについて

1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第26条 監理技術者等

1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
- (3) 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
- (4) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が10km程度以内の近接した場所であること。
- (5) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
- (6) 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (7) 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (9) 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (10) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあ

ること。

(11) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(12) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

- 2 本工事の監理技術者が専任特例2号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知 最終改正：令和7年1月23日付け6高土政第1196号）に規定する別記様式1、別記様式2及び1の（1）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。
- 3 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第27条 現場環境改善費

1 現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

2 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

3 現場事務所等への木材利用

①現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。

②現場事務所等への木材利用とは、以下のとおりである。なお、構造・仕様は問わない。

(1) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。

(2) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。

③使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする

特記仕様書

る。

- ④現場事務所等への木材利用に係るすべて費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。

第28条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）が含まれている場合において、その調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。
- 2 調達検討資材は下記を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

【調達検討資材】

(1) 管路材

塩化ビニル管、ポリエチレン管、FEP管、各種樹脂製継手

(2) シート・繊維製品

吸出防止材、防草シート、遮水シート、止水シート、防水シート、不織布、ジオテキスタイル

(3) ゴム・樹脂製品

ゴム支承、ゴムジョイント、止水板、樹脂製目地材、樹脂製安全施設部材、FRP製品

(4) 塗装・補修材料

シンナー、エポキシ樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、エポキシ樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系注入材、ウレタン樹脂系材料

(5) 軽量盛土材料

発泡ポリスチレン製品（EPSブロック等）

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
林道					
林道開設・改良					
林道土工					
切盛計画(6号箇所)					
盛土	m3	4			
採取盛土(町有土場)	m3	5			明細表 第1号
盛土(路床)	m3	4			明細表 第2号
林道土工					
切盛計画(7号箇所)					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
盛土	m3	119			
採取盛土(町有土場)	m3	132			明細表 第3号
盛土(路床)	m3	41			明細表 第4号
盛土(路体)	m3	78			明細表 第5号
法面整形工					
法面整形(盛土部)	式	1			明細表 第6号
法面工					
法面保護工					
法面保護工	式	1			明細表 第7号
排水構造物工					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
法面排水工					
集水柵工	式	1			明細表 第8号
縦排水工	式	1			明細表 第9号
防護柵工					
路側防護柵工					
ガードレール	式	1			明細表 第10号
舗装工					
アスファルト舗装工					
路盤	式	1			明細表 第11号
表層(車道・路肩部)	式	1			明細表 第12号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工					
区画線工					
溶融式区画線	式	1			明細表 第13号
構造物撤去工					
構造物取壊し工					
舗装版取壊し・運搬・処分	式	1			明細表 第14号
仮設工					
仮設工					
交通管理工					
交通誘導員	式	1			明細表 第15号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
請負工事費					

明細表 第 1号
採取盛土(町有土場)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬を伴う					
バックホリ掘削 地山:掘削積込,10000m3未満,制限なし:0.60m3,礫質土,障害なし,排出ガス対策型	m3	5			単価表 第 1 号
ダンプトラック運搬 10t,礫質土,L=0.513 km,DID区間率30%未満,制限なし:0.60m3積込,ク付損耗条件;良好	m3	5			単価表 第 3 号
5.0 m3 当り					

明細表 第 3号
採取盛土(町有土場)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬を伴う					
バックホリ掘削 地山:掘削積込,10000m3未満,制限なし:0.60m3,礫質土,障害なし,排出ガス対策型	m3	132			単価表 第 1 号
ダンプトラック運搬 10t,礫質土,L=0.526 km,DID区間率30%未満,制限なし:0.60m3積込,タ付損耗条件;良好	m3	132			単価表 第 6 号
132.0 m3 当り					

明細表 第 5号
盛土(路体)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(BT3)					
人力盛土(埋戻し) 礫質土	m3	78			単価表 第 4 号
振動ロー締固め 搭乗式・コンバインド式(3~4t) , 路体・築堤	m3	78			単価表 第 7 号
78.0 m3 当り					

明細表 第 8号
集水柵工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
フレキャスト集水柵(材料費除く) 据付,400kg/基を超え600kg/基以下,基礎碎石無し,しなない<標準>(全ての費用)	基	1			施工P 第1号
フレキャスト集水柵 VSマス,500x500x800,T-25,グレーチング込 110°開閉式、並目	基	1			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物,人力打設,18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下,一般養生,現場 内小運搬無し,しなない<標準>(全ての費用),小型車加算無し	m3	0.1			施工P 第2号
基礎碎石 7.5cmを超え12.5cm以下,再生クワッション RC-40,しなない<標準>(全ての費用)	m ²	0.6			施工P 第3号
基面整正	m ²	0.6			単価表 第11号
1 式 当り					

明細表 第 15号
交通誘導員

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	3			単価表 第 21 号
1 式 当り					

単価表 第 1号

バックホウ掘削

単価表

(100)

金額：

内容：地山：掘削積込，10000m3未満，制限なし：0.60m3，礫質土，障害なし，排出ガス対策型

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
バックホウ運転：山積0.80m3(平積0.60m3) 排出ガス対策型(第3次)	日	0.51			単価表 第 2 号
諸雑費	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 作業種別 : 地山：掘削積込 施工量 : 10000m3未満					
制限の有無 : 制限なし：0.60m3 土質区分 : 礫質土 現場条件 : 障害なし					
排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型					

単価表 第 2号

バックホリ運転:山積0.80m3(平積0.60m3)

単価表

(1)

金額:

内容: 排出ガス対策型(第3次)

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人	1.00			
軽油 一般用 ハトロール給油	リ ツ ル	94			
バックホリ[クローラ型・標準型・超低騒音型] バケット容量0.8m3 排出ガス対策型(第3次)	供用日	1.42			
諸雑費	式	1			
	(1	日 当り)
<p>*** 施工条件 *** 排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第3次) 岩石割増 : 岩石割増なし</p>					

単価表 第 3号

ダンプトラック運搬

単価表

(16.800)

金額：

内容：10t , 礫質土 , L=0.513 km, DID区間率30%未満 , 制限なし:0.60m3積込 , タイヤ損耗条件;良好

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 10t , タイヤ損耗条件;良好	時間	1			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(16.8	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 ***					
機種	: 10t				
土質	: 礫質土				
運搬距離(実数入力)	: L=0.513 km				
運搬状況	: DID区間率30%未満				
積込機種規格	: 制限なし:0.60m3積込				
タイヤ損耗条件	: タイヤ損耗条件;良好				
土量換算係数	: 標準(f=1.0)				

単価表 第 4号

人力盛土(埋戻し)

単価表

(10)

金額 :

内容 : 礫質土

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	2.4			
諸雑費	式	1			
	(10	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 土質 : 礫質土					

単価表 第 5号

振動ロー締固め

単価表

(100)

金額：

内容：搭乗式・コンバインド式(3~4t) ,路床

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
振動ロー運転(搭乗式・コンバインド型)締固	日	1.28			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 機種 : 搭乗式・コンバインド式(3~4t) 工種 : 路床					

単価表 第 6号

ダンプトラック運搬

単価表

(15.900)

金額：

内容：10t , 礫質土 , L=0.526 km, DID区間率30%未満 , 制限なし:0.60m3積込 , タイヤ損耗条件;良好

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 10t , タイヤ損耗条件;良好	時間	1			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(15.9	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 ***					
機種	: 10t				
土質	: 礫質土				
運搬距離(実数入力)	: L=0.526 km				
運搬状況	: DID区間率30%未満				
積込機種規格	: 制限なし:0.60m3積込				
タイヤ損耗条件	: タイヤ損耗条件;良好				
土量換算係数	: 標準(f=1.0)				

単価表 第 7号

振動ロー締固め

単価表

(100)

金額：

内容：搭乗式・コンバインド式(3~4t) ,路体・築堤

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
振動ロー運転(搭乗式・コンバインド型)締固	日	1.16			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 機種 : 搭乗式・コンバインド式(3~4t) 工種 : 路体・築堤					

単価表 第 8号

盛土法面整形(削取り整形)

単価表

(100)

金額：

内容：礫質土 , バックホウ0.60m3 , 排出ガス対策型(第2次)

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.1			
普通作業員	人	0.5			
バックホウ[クローラ型・標準型] バケット容量0.8m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	2.3			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** 土質区分 : 礫質土 バックホウの機種 : バックホウ0.60m3					
排出ガス対策型の指定 : 排出ガス対策型(第2次)					

単価表 第 12号

角型U字溝

単価表

(10)

金額：

内容：KU-300

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
角型U字溝 KU-300 300x300x375x2040	個	5.00			
植生土のう筋工 採取，現場外発生土砂，1段積	m	10.00			単価表 第 13 号
鉄筋工	kg	20.20			単価表 第 15 号
諸雑費	式	1			
	(10	m 当り)
	(1	m 当り)

単価表 第 13号

植生土のう筋工

単価表

(10)

金額：

内容：採取，現場外発生土砂，1段積

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
植生土のう 種子、肥料養生剤付き 40cm×60cm	袋	20			仕上寸法0.5×0.3×0.1m
中詰材 採取，現場外発生土砂	m3	0.36			単価表 第 14 号
異形棒鋼 D10 SD295A	kg	20.16			1袋当り4本使用
普通作業員	人	0.2			袋詰込み
普通作業員	人	0.15			張付仕上げ止め釘打込み
普通作業員	人	0.18			中詰土採取
諸雑費	式	1			
	(10	m 当り)
	(1	m 当り)

*** 施工条件 ***

中詰土採取区分

: 採取

中詰材料

: 現場外発生土砂

単価表 第 14号

中詰材

単価表

(1)

金額：

内容：採取，現場外発生土砂

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土 砂	m3	1.0			
諸雑費	式	1			
	(1	m3 当り)
<p>*** 施工条件 *** 中詰材料, 採取・購入区分 : 採取 中詰材料 : 現場外発生土砂</p>					
<p>土砂の規格 :</p>					

単価表 第 16号

鉄筋工 加工・組立

単価表

(1)

金額：

内容：加工・組立，差筋および杭頭処理，鉄筋径10mm，SD295A D10

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.2			[1] 加工
土木一般世話役	人	0.5			[2] 組立
鉄筋工	人	2.3			[1] 加工
鉄筋工	人	3.3			[2] 組立
普通作業員	人	0.2			[1] 加工
普通作業員	人	0.3			[2] 組立
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力25t吊 ホベレタ付き	日	0.04			加工
異形棒鋼 D10 SD295A	t	1.03			
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			加工
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			組立

単価表 第 16号

鉄筋工 加工・組立

単価表

(1)

金額：

内容：加工・組立，差筋および杭頭処理，鉄筋径10mm，SD295A D10

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 加工・組立 組立区分 : 差筋および杭頭処理					
鉄筋径 : 鉄筋径10mm 鉄筋材料(規格・径) : SD295A D10					

単価表 第 17号

カードレール撤去工

単価表

(1)

金額:

内容: 土中建込用, Gr-C-4E

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
カードレール撤去工(市場単価) 土中建込 A・B・C 4E	m	1			
諸雑費	式	1			
	(1	m 当り)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 土中建込用 規格(土中建込用) : Gr-C-4E					
時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準					

単価表 第 19号

区画線設置

単価表

(1,000)

金額：

内容： 溶融式・手動 , 実線 15cm , ガラスビーズ含有量15~18% , 白 , アスファルト舗装用 , しない<標準>(全ての費用)

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線設置 [溶融式(手動)] 実線 15cm 時間的制約:無	m	1,000			
路面標示用塗料 溶融 白 比重2.0 ガラスビーズ含有量15~18% 3種1号 JIS K 5665	kg	570			[1]
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm) JIS R 3301	kg	25			[1]
接着用プライマー 区画線用 比重0.9	kg	25			[1]
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	47			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1,000	m 当り)
	(1	m 当り)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 溶融式・手動 規格・仕様 : 実線 15cm 時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 塗布厚 : 塗布厚1.5mm					

単価表 第 20号

区画線設置

単価表

(1,000)

金額：

内容： 熔融式・手動 , 破線 15cm , ガラスビーズ含有量15~18% , 白 , アスファルト舗装用 , しない<標準>(全ての費用)

1 m 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置 [熔融式(手動)] 破線 15cm 時間的制約:無	m	1,000			
路面標示用塗料 熔融 白 比重2.0 ガラスビーズ含有量15~18% 3種1号 JIS K 5665	kg	570			[1]
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm) JIS R 3301	kg	25			[1]
接着用プライマー 区画線用 比重0.9	kg	25			[1]
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	52			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1,000	m 当り)
	(1	m 当り)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 熔融式・手動 規格・仕様 : 破線 15cm 時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 塗布厚 : 塗布厚1.5mm					

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 8年 7月 1日
単価適用地区	中央西土木事務所 2地区(中部地区)
工種区分	道路工事
I C T補正 (3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	山間僻地及び離島
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	山間僻地及び離島
営繕経費控除の有無	控除なし
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
通勤補正の有無	補正しない
前払金支出割合	35%を超える (1.00)
契約保証に係る補正	金銭的保証
契約保証費再計算	再計算しない
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
フレキャスト集水枳 VS7ス、500x500x800、T-25、クレーチング込 110°開閉式、並目	基	182,800	明細表 第8号 実勢価格
角型U字溝 KU-300 300x300x375x2040	個		単価表 第12号 建設物価2026.7月 P332
カードレール設置工(材料費除く) 土中建込 塗装品 Gr-C-4E 路側用	m	2,460	単価表 第18号
ふとんかご 網目13cm 50cmx120cmx3.2mm	m	4,200	施工P 第4号 代表材料単価Z1
固化材 高炉セメントB種 1t袋入	t	19,500	施工P 第5号 代表材料単価Z1
詰石材 かご用詰石(割栗石) 150~200mm	m3	6,250	施工P 第4号 代表材料単価Z2

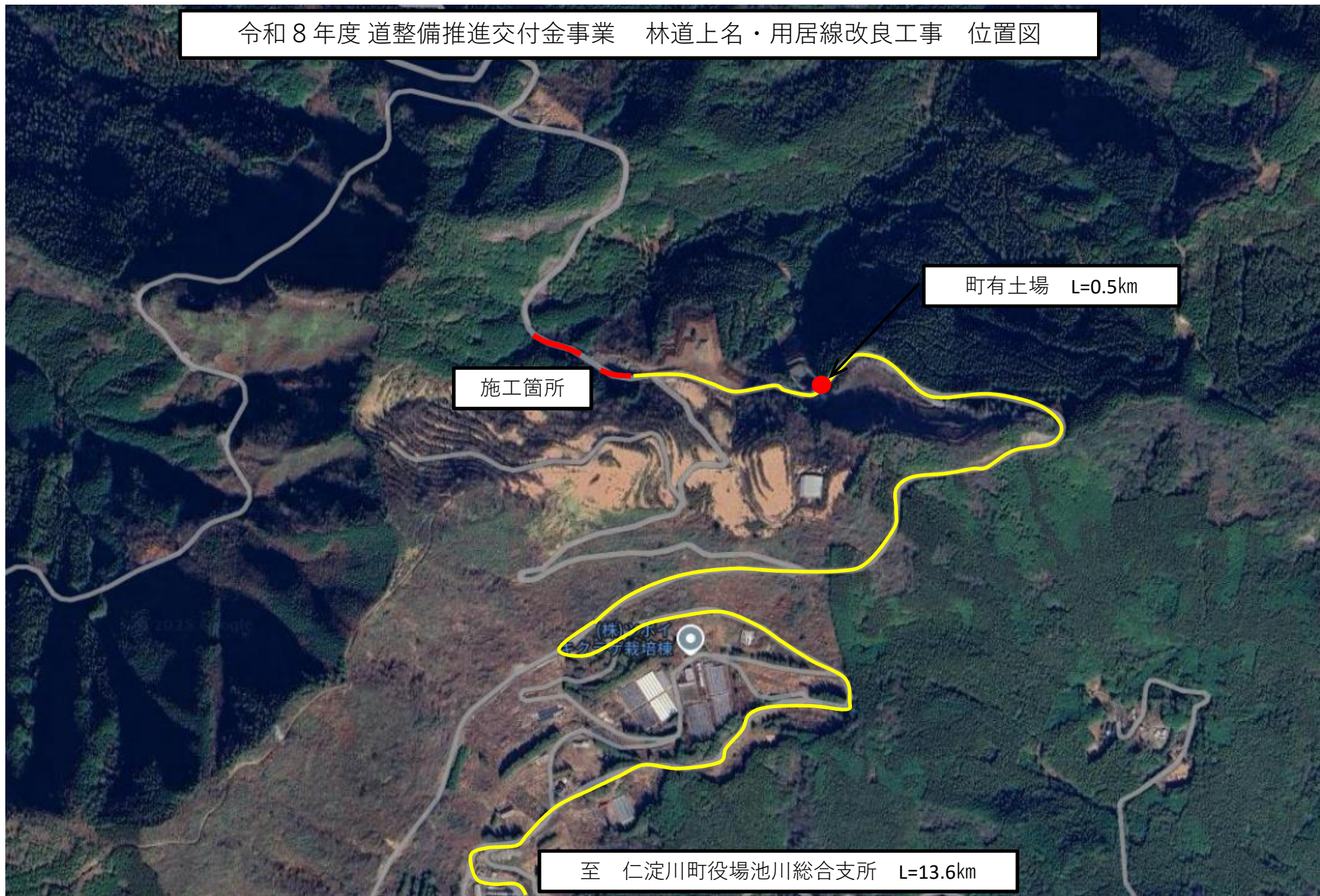
盛土数量計算表

路線名 : 上名・用居線 (7号箇所)

盛土 3 / 4

測点名 <流用区間距離>	単距離	BS3					BT3										
		修正距離	断面積	平均	加減	立積	修正距離	断面積	平均	加減	立積						
+0.00			0.00					0.00									
+12.00	12.00		0.10	0.05		0.60		0.00									
+26.00	14.00		1.40	0.75		10.50		4.20	2.10		29.40						
+37.90	11.90		1.70	1.55		18.45		1.90	3.05		36.30						
+51.00 <51.00>	13.10		0.00	0.85		<40.69> 11.14		0.00	0.95		<78.15> 12.45						
合計	51.00					40.69					78.15						

令和8年度 道整備推進交付金事業 林道上名・用居線改良工事 位置図

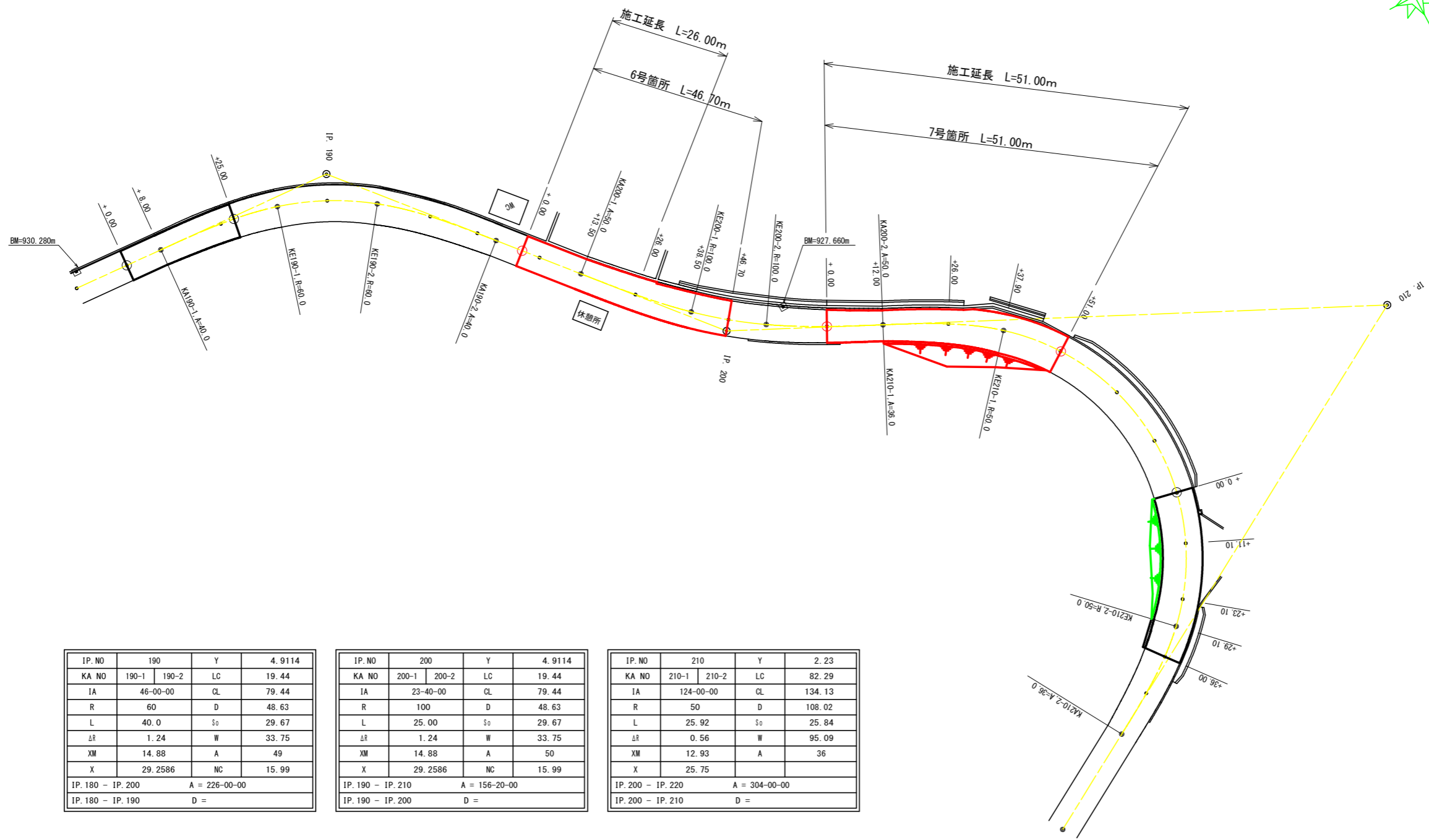


施工箇所

町有土場 L=0.5km

至 仁淀川町役場池川総合支所 L=13.6km

(株) 小千代
林業 栽培棟



IP. NO	190	Y	4.9114	
KA NO	190-1	190-2	LC	19.44
IA	46-00-00	CL	79.44	
R	60	D	48.63	
L	40.0	S ₀	29.67	
ΔR	1.24	W	33.75	
XM	14.88	A	49	
X	29.2586	NC	15.99	
IP. 180 - IP. 200		A = 226-00-00		
IP. 180 - IP. 190		D =		

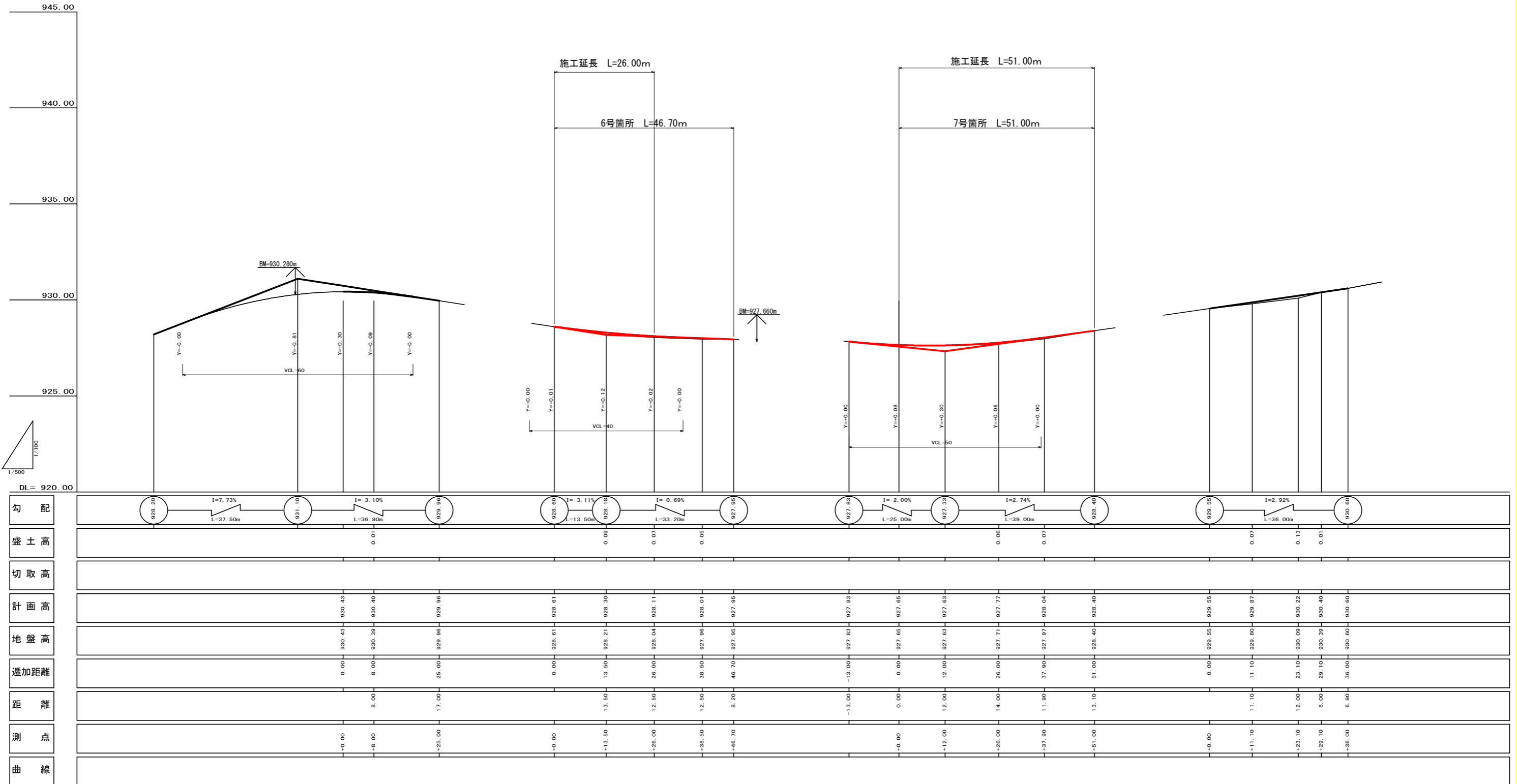
IP. NO	200	Y	4.9114	
KA NO	200-1	200-2	LC	19.44
IA	23-40-00	CL	79.44	
R	100	D	48.63	
L	25.00	S ₀	29.67	
ΔR	1.24	W	33.75	
XM	14.88	A	50	
X	29.2586	NC	15.99	
IP. 190 - IP. 210		A = 156-20-00		
IP. 190 - IP. 200		D =		

IP. NO	210	Y	2.23	
KA NO	210-1	210-2	LC	82.29
IA	124-00-00	CL	134.13	
R	50	D	108.02	
L	25.92	S ₀	25.84	
ΔR	0.56	W	95.09	
XM	12.93	A	36	
X	25.75			
IP. 200 - IP. 220		A = 304-00-00		
IP. 200 - IP. 210		D =		

路線名	上名・用居線 (5号~8号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業		
林道区分	基幹道	級別区分	1級	設計速度	30km/h
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町		
名称	平面図 1 葉中 1 番				
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本				
縮尺	1/500	審査者		設計者	
会社名					

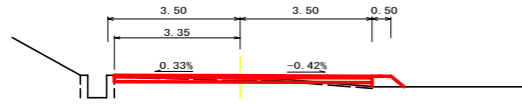
路線名	上名・用原線 (5号~6号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業		
林道区分	基幹道	級別区分	1級	設計速度	30km/h
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町		
名称	縦断図 1 葉中 1 番				
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本				
縮尺	V= 1:100 H= 1:500	審査者		設計者	
会社名					

2
6



+13.50
+0.09 L= 13.50

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	0.20	
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



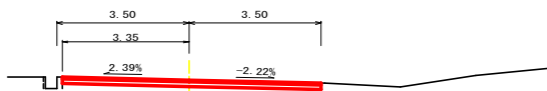
補充材

路盤材 (RM-30)	0.70
-------------	------

6号箇所

+0.00 (BP)
+0.00 L= 0.00

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3		
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		

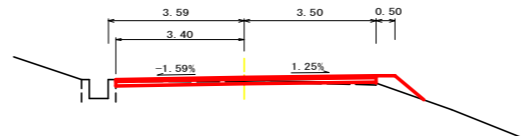


補充材

路盤材 (RM-30)	0.00
-------------	------

+26.00 (EP)
+0.07 L= 12.50

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	0.30	
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



補充材

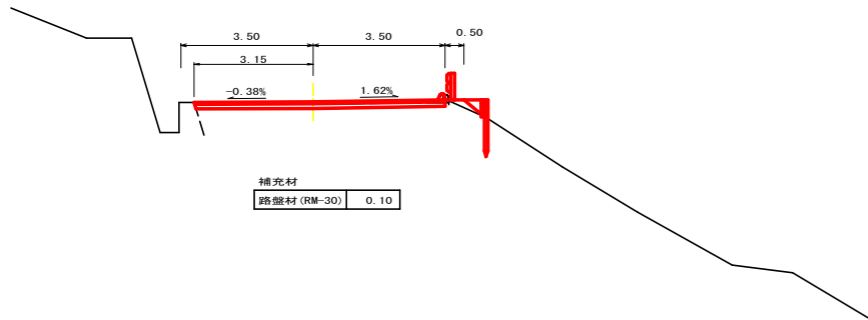
路盤材 (RM-30)	0.60
-------------	------

3
6

路線名	上名・用居線 (6号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業
林道区分	基幹道	級別区分	1級 設計速度 30km/h
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町
名称	6号箇所 横断図	2	葉中 1番
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本		
縮尺	1/100	審査者	設計者
会社名			

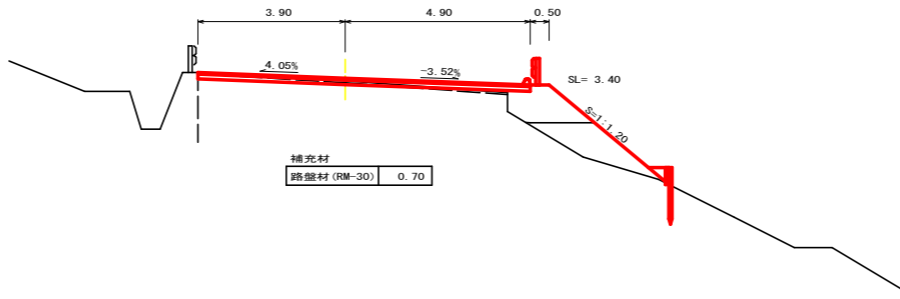
+12.00
+0.00 L= 12.00

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	0.10	
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



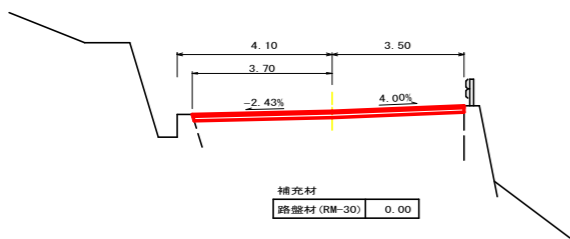
+37.90
+0.07 L= 11.90

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	1.70	
BT		
BT1		
BT2		
BT3	1.90	
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



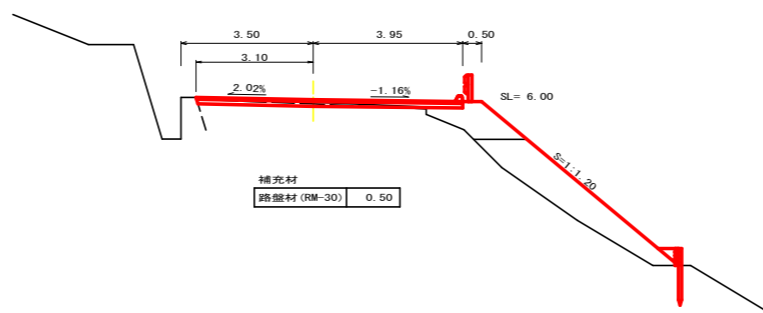
7号箇所
+0.00 (BP)
+0.00 L= 0.00

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	0.00	
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



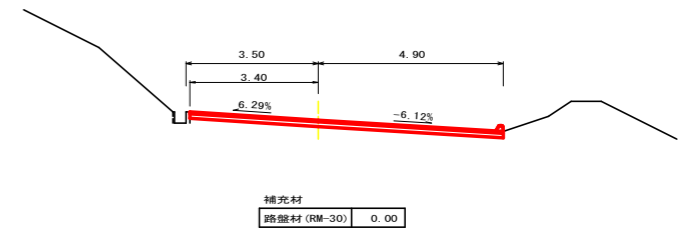
+26.00
+0.06 L= 14.00

	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3	1.40	
BT		
BT1		
BT2		
BT3	4.20	
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



+51.00 (EP)
+0.00 L= 13.10

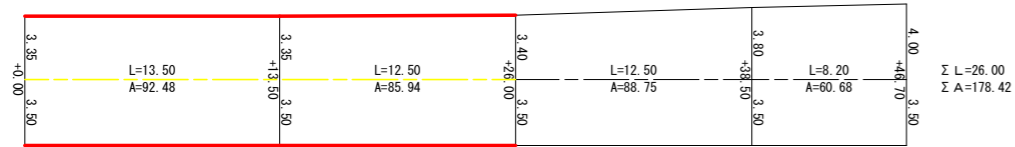
	礫	岩
BS1		
BS2		
BS3		
BT		
BT1		
BT2		
BT3		
BU		
BU1		
BU2		
BU3		
CAS		
CA1		



路線名	上名・用居線 (7号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業
林道区分	基幹道	級別区分	1級
年度	令和8年度	設計速度	30km/h
名称	7号箇所 横断図	施行主体	仁淀川町
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本		
縮尺	1/100	審査者	設計者
会社名			

6号箇所

舗装工展開図

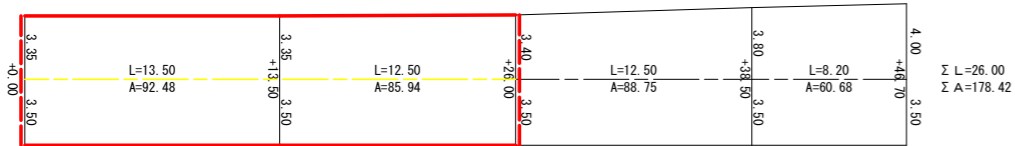


小計(舗装工、区画線工)

区分	規格	数量
表層工	t=5 cm	178.42 m ²
安定処理	t=12 cm	178.42 m ²
区画線	実線, W=15cm	52.00 m
区画線	破線, W=15cm	13.00 m

数量表 補充材(RM-30)			
測点	断面	距離	体積
+0.00	0.00		
+13.50	0.70	13.50	4.73
+26.00	0.60	12.50	8.13
+38.50	0.40	12.50	6.25
+46.70	0.00	8.20	1.64
合計			12.88

取壊し工展開図



小計(取壊し工)

区分	規格	数量
表層工	t=5 cm	178.42 m ²
舗装版切斷		13.75 m

L=13.50+12.50+12.50+8.20=46.70

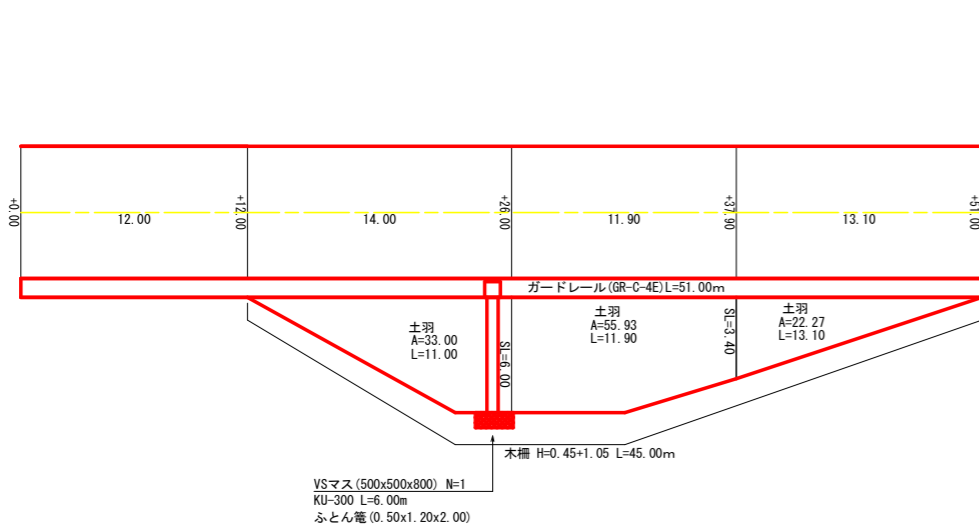
数量計算(小計)

工種	区分	規格	数量	単位	摘要
舗装工	表層工	t=5cm	178.42	m ²	
	安定処理	t=12cm	178.42	m ²	
	補充材	RM-30	12.88	m ³	
区画線工	区画線	実線, W=0.15	52.00	m	
	区画線	破線, W=0.15	13.00	m	
取壊し工	舗装版切斷		13.75	m	
	アスファルト		178.42	m ²	
産廃	アスファルト		8.92	m ³	0.05x178.42

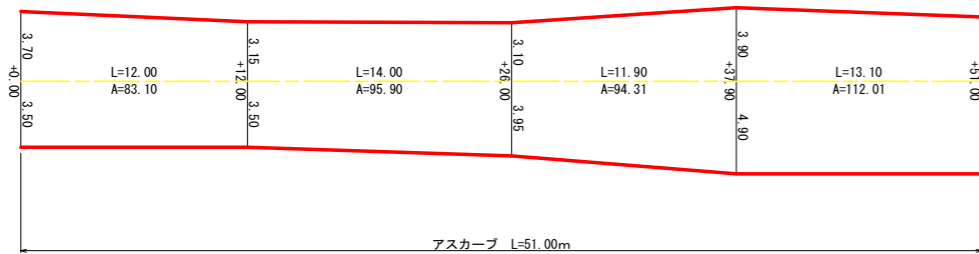
路線名	上名・用居線 (6号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業		
林道区分	基幹道	級別区分	1級	設計速度	30km/h
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町		
名称	6号箇所 展開図		2	葉中	1番
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本				
縮尺	1/200	審査者		設計者	
会社名					

7号箇所

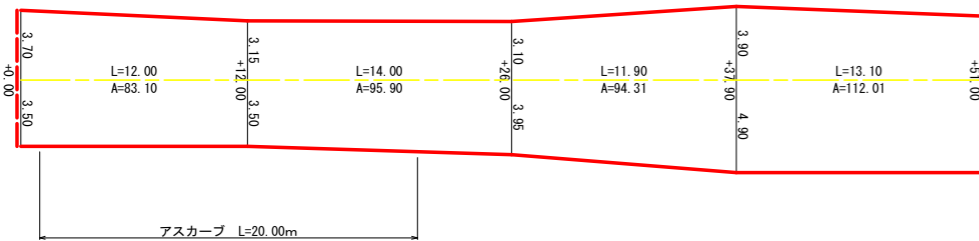
構造物展開図



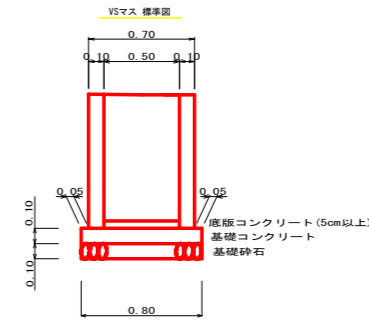
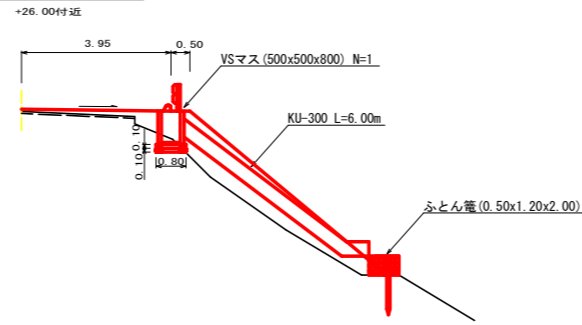
舗装工展開図



取壊し工展開図



排水施設工 断面図



名称	計算式	数量	単位
VSマス (500x500x800)		1.00	基
底層コンクリート	0.50x0.50x0.05	0.01	m ³
基礎コンクリート	0.80x0.80x0.10	0.06	m ³
基礎砕石	0.80x0.80	0.64	m ²



名称	計算式	数量	単位
KU-300		1.00	m
養生土のう (0.50x0.10x0.30)		4	袋
鉄筋 (φ10mm) 一本当り	0.45x0.560x2x4	2.02	kg

数量計算 (小計)

工種	区分	規格	数量	単位	摘要
土工	土羽		111.20	m ²	
	種子散布		111.20	m ²	
法面保護工	木橋工	H=0.45+1.05	45.00	m	角材
	VSマス	500x500x800	1.00	基	
排水施設工	底層コンクリート		0.01	m ³	
	基礎コンクリート		0.06	m ³	
	基礎砕石	RC-40	0.64	m ²	
	角型U字溝	KU-300	6.00	m	
	ふとん管		2.00	m	
防護施設工	ガードレール	Gr-C-4E直線	51.00	m	撤去・再設置
	ガードレール	Gr-C-4E曲線	-	m	
舗装工	表層工	t=5cm	385.32	m ²	
	安定処理	t=12cm	385.32	m ²	
	補充材	RM-30	16.53	m ³	
	アスカープ		51.00	m	
区画線工	区画線	実線, W=0.15	102.00	m	
	区画線	破線, W=0.15	25.50	m	
取壊し工	舗装版切断		15.50	m	
	アスファルト		385.32	m ²	
産廃	アスファルト		19.67	m ³	0.05x385.32x0.02x2.00

小計 (舗装工、区画線工)

区分	規格	数量
表層工	t=5cm	385.32 m ²
安定処理	t=12cm	385.32 m ²
アスカープ		51.00 m
区画線	実線, W=15cm	102.00 m
区画線	破線, W=15cm	25.50 m

数量表 補充材 (RM-30)			
測点	断面	距離	体積
+0.00	0.00		
+12.00	0.10	12.00	0.60
+26.00	0.50	14.00	4.20
+37.90	0.70	11.90	7.14
+51.00	0.00	13.10	4.59
合計			16.53

小計 (取壊し工)

区分	規格	数量
表層工	t=5cm	385.32 m ²
舗装版切断		15.50 m

L=3.70+3.50+3.40+4.90+15.50

数量計算 (合計)

工種	区分	規格	数量	単位	摘要
土工	土羽		111.20	m ²	
	種子散布		111.20	m ²	
法面保護工	木橋工	H=0.45+1.05	45.00	m	角材
	VSマス	500x500x800	1.00	基	
排水施設工	底層コンクリート		0.01	m ³	
	基礎コンクリート		0.06	m ³	
	基礎砕石	RC-40	0.64	m ²	
	角型U字溝	KU-300	6.00	m	
	ふとん管		2.00	m	
防護施設工	ガードレール	Gr-C-4E直線	51.00	m	撤去・再設置
	ガードレール	Gr-C-4E曲線	-	m	
舗装工	表層工	t=5cm	563.74	m ²	
	安定処理	t=12cm	563.74	m ²	
	補充材	RM-30	29.39	m ³	
	アスカープ		51.00	m	
区画線工	区画線	実線, W=0.15	154.00	m	
	区画線	破線, W=0.15	38.50	m	
取壊し工	舗装版切断		29.25	m	
	アスファルト		563.74	m ²	
産廃	アスファルト		28.59	m ³	19.67x4.92

路線名	上名・用居線 (7号箇所)	事業名	道整備推進交付金事業
林道区分	基幹道	級別区分	1級
年度	令和8年度	施行主体	仁淀川町
名称	7号箇所 展開図	2	葉中 2番
施行地	高知県吾川郡仁淀川町坂本		
縮尺	1/200	審査者	設計者
会社名			